

令和5年3月29日 14時00分  
近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社丸昇建設

期間: 令和5年3月29日から令和5年7月28日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

株式会社丸昇建設の元代表取締役が入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで逮捕され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和5年3月29日  
近畿地方整備局

## 株式会社丸昇建設に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社丸昇建設の元代表取締役は、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで令和5年2月14日に逮捕され、令和5年3月7日入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で起訴された。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社丸昇建設の元代表取締役が入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで逮捕され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号（公契約関係競売等妨害又は談合）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社丸昇建設

三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21

代表取締役 小倉 眞左美

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年3月29日から令和5年7月28日まで（4ヵ月）

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（公契約関係競売等妨害又は談合）

11 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。